



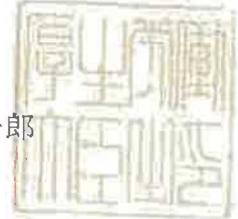
厚生労働省発基安0225第3号

令和8年2月25日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野賢一郎



別紙「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

## 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 1 名称等の表示又は通知の対象となる物の範囲の変更

譲渡又は提供時にその名称等を表示しなければならない物の範囲を、国が行う化学品の分類（産業標準化法に基づく日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和七年三月三十一日までに区分された物等とする。（本則関係）

### 2 施行期日等

（1）この政令は、令和十年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

（2）1による改正後の労働安全衛生法施行令第十八条第二号及び第三号に掲げる物（改正前に掲げられていた物を除く。）であって、施行期日において現に存するものについては、令和十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。（附則第二項関係）